

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第41号

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

9 妊産婦である女性会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊産婦健診	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める期間	母子健康手帳等の写し等が出産予定日分かるもの
10 妊娠中の女性会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	通勤緩和 休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間 の範囲内で必要と認める時間	母子健康手帳等の写し

別表第4第9号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、同表第13号及び第14号を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則別表第3第9号及び第10号の規定は、令和2年4月1日から適用する。